

令和5年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
(第1回)

【書面会議】

議案書

【発 送 日】 令和5年6月15日 (木)

【返送期限】 令和5年6月26日 (月)

内容

会議次第	- 1 -
委員名簿	- 2 -
議案第 1 号.....	- 3 -
議案第 2 号.....	- 11 -
議案第 3 号.....	- 13 -
議案第 4 号.....	- 14 -
議案第 5 号.....	- 19 -
議案第 6 号.....	- 20 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約.....	-24-

会議次第

1. 議 事

議案第1号

▼令和4年度事業報告について

- ・資料1から資料3および別冊資料のとおり

議案第2号

▼令和4年度会計歳入歳出決算について

議案第3号

▼令和5年度事業計画（案）について

- ・別冊資料のとおり

議案第4号

▼紀の川市地域公共交通計画の策定方針について

- ・資料4のとおり

議案第5号

▼令和5年度会計歳入歳出予算（案）について

議案第6号

▼安全性確保対策のためのバス停留所の移設について

- ・資料5のとおり

委員名簿

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市企画部	部長	角 佳英	会長
	紀の川市福祉部	部長	嶋田 雅文	
	紀の川市農林商工部	部長	西田 吉雄	
	紀の川市建設部	部長	井ノ上 益秀	
(2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	佐伯 一也	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	会長	川村 昌彦	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	西日本旅客鉄道株式会社	理事 和歌山支社長	金岡 裕之	
	和歌山電鐵株式会社	代表取締役専務	磯野 省吾	
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	大木 啓嗣	
	粉河地区区長会	会長	山中 安伸	
	那賀地区区長会	会長	江口 雅夫	
	桃山地区区長会	会長	津田 耕治	
	貴志川地区区長会	会長	森下 宣明	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画 専門官	一ノ瀬 健	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画 専門官	鈴木 健	
(5) 岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	署長	岡田 謙吾	
(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	近畿大学生物理工学部	講師	山田 崇史	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	山田 育寛	
	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課	課長	狭間 裕司	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	中村 展久	
	岩出市総務部総務課	課長	西浦 正員	監査委員

議案第 1 号

令和 4 年度事業報告について

令和 4 年度の紀の川市地域巡回バスの利用実績と、令和 4 年度に実施した各事業について報告する。

■令和 4 年度紀の川市地域巡回バスの利用実績等について

資料 1 のとおり

■令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助対象路線）の実施報告について

資料 2 のとおり

■令和 4 年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会事業の実施報告について

資料 3 のとおり

令和 5 年 6 月 1 5 日提出

■紀の川市地域巡回バスの利用実績・市運行補助金の状況

1. 紀の川市地域巡回バスの概要

- 運行主体：紀の川市
- 運行事業者：
 - 和歌山バス那賀株式会社：名手上那賀支所コースほか7コース
 - 有田交通株式会社：東貴志丸栖コース、西貴志コース
(※R5.4.1から和歌山バス那賀株式会社が運行)
 - 株式会社有交紀北：桃山鞆淵コース、細野貴志川コース、
赤沼田名手駅前路線（デマンド）



2. 利用実績及び市運行補助金の支出状況（集計期間は、4/1～翌3/31）

- 紀の川市地域巡回バス利用実績（デマンド型乗合タクシーの利用実績を含む）

R03 実績	R04 実績	前年比
26,194 人	25,883 人	98.8%

- 各コースの利用実績は次ページ以降に掲載しています。

- 市運行補助金の支出状況（集計期間は、4/1～翌3/31）

区分		運行事業者	R03 実績(円)	R04 実績(円)	前年比	
経費	運行経費	和歌山バス那賀株式会社	56,046,710	56,555,990	100.9%	
		有田交通株式会社	13,262,250	12,848,150	96.9%	
		株式会社 有交紀北	赤沼田名手 駅前路線 (デマンド)	75,900	66,700	87.9%
			桃山鞆淵・ 細野貴志川 コース (R3.10～運行)	8,384,980	16,779,040	200.1%
	経 費 合 計			77,769,840	86,249,880	110.9%
収入 (補助額)	運賃収入	和歌山バス那賀株式会社	885,779	749,599	84.6%	
		有田交通株式会社	403,470	406,260	100.7%	
		株式会社 有交紀北	赤沼田名手 駅前路線 (デマンド)	6,600	6,400	97.0%
			桃山鞆淵・ 細野貴志川 コース	183,100	334,000	182.4%
	国庫補助		13,769,000	10,985,000	79.8%	
	収 入 合 計			15,247,949	12,481,259	81.9%
市補助金（経費合計－収入合計）			62,521,891	73,768,621	118.0%	

令和4年度紀の川市地域巡回バス月別利用実績

【地域巡回バス利用者数】

コース名	便数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	1日平均	1便平均
運行日数		30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	28	31	362			
名手上那賀支所コース	6	324	316	314	345	320	324	314	337	335	270	342	355	3,896	325	10.76	1.79
川原西脇コース	6	108	126	111	121	105	102	98	104	89	70	82	107	1,223	102	3.38	0.56
赤尾藤井コース	5	248	250	300	247	133	254	250	223	203	168	214	207	2,697	225	7.45	1.49
長田竜門コース	4	62	88	77	57	94	108	82	66	94	58	57	57	900	75	2.49	0.62
北勢田コース	3	41	40	36	46	48	45	44	45	40	35	40	45	505	42	1.40	0.47
三谷コース	2	11	11	9	9	16	13	18	8	7	1	8	14	125	10	0.35	0.17
黒土高野コース	6	43	35	41	44	32	40	53	49	37	40	43	36	493	41	1.36	0.23
打田貴志川コース	13	387	375	403	366	373	369	573	451	489	351	437	528	5,102	425	14.09	1.08
東貴志丸栖コース	4	212	218	186	131	173	153	175	191	194	162	195	193	2,183	182	6.03	1.51
西貴志コース	4	358	379	296	331	357	357	461	422	449	268	295	364	4,337	361	11.98	3.00
桃山鞆瀬コース	6	304	250	228	222	224	218	251	239	268	209	243	260	2,916	243	8.06	1.34
細野貴志川コース	6	133	117	118	121	150	121	176	122	133	68	92	123	1,474	123	4.07	0.68
前年度実績	65	2,231	2,205	2,119	2,040	2,025	2,104	2,495	2,257	2,338	1,700	2,048	2,289	25,851	2,154	71.41	1.1
前年度同期比		2,346	2,227	2,370	2,385	2,094	2,283	2,373	2,202	2,248	1,650	1,707	2,276	26,161	2,180	72.27	1.1
令和元年度実績	49	3,108	3,116	3,190	3,105	2,886	2,969	2,936	3,090	3,144	2,564	2,658	2,668	35,434	2,953	98	2.0
令和元年度比		72%	71%	66%	66%	70%	71%	85%	73%	74%	66%	77%	86%	73%			

【ダイヤモンド型乗合タクシー利用者数】

コース名	便数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	1日平均	1便平均
赤沼田名手駅前路線	デマンド	10	5	3	1	2	0	3	1	2	3	1	1	32	2.7	0.1	1.1
前年度実績		4	8	4	3	0	1	2	2	3	1	2	3	33	2.8	0.1	1.0
前年度同期比		250%	63%	75%	33%	-	-	150%	50%	67%	300%	50%	33%	97%			
令和元年度実績	デマンド	5	6	13	41	5	7	3	5	5	4	5	2	101	8.4	0.3	1.0
令和元年度比		200%	83%	23%	2%	40%	-	100%	20%	40%	75%	20%	50%	32%			

【地域巡回バスについて】

- 令和4年度の利用者数は、前年度比で99%、コロナ禍前の令和元年度比で73%となりました。
- 令和3年10月の路線・ダイヤ改正以降の利用者数については、前年同期比の105%となり、改正当初よりも利用者がわずかに増加しています。

【ダイヤモンド型乗合タクシーについて】

- 令和4年度の利用者数は、前年度比で97%、コロナ禍前の令和元年度比で32%となりました。
- 実利用者数に関しては令和4年度が6人、令和3年度が5人、令和元年度が6人となり大きな変化はありません。

紀の川市地域巡回バス路線・ダイヤ改正後の利用実績比較資料

コース名	年度	【利用者数(人)】											
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	1日平均	1便平均		
名手上那賀支所コース	R4	314	337	335	270	342	355	1,953	326	10.91	1.82		
	R3	355	343	351	268	295	308	1,920	320	10.73	1.79		
	前年度比	88%	98%	95%	101%	116%	115%	102%					
	R4	98	104	89	70	82	107	550	92	3.07	0.51		
川原西脇コース	R3	145	193	121	112	116	104	791	132	4.42	0.74		
	前年度比	68%	54%	74%	63%	71%	103%	70%					
	R4	250	223	203	168	214	207	1,265	211	7.07	1.41		
	R3	262	231	226	153	192	205	1,269	212	7.09	1.42		
赤尾藤井コース	前年度比	95%	97%	90%	110%	111%	101%	100%					
	R4	82	66	94	58	57	57	414	69	2.31	0.58		
	R3	93	76	66	63	53	80	431	72	2.41	0.60		
	前年度比	88%	87%	142%	92%	108%	71%	96%					
長田竜門コース	R4	44	45	40	35	40	45	249	42	1.39	0.46		
	R3	25	27	46	36	40	46	220	37	1.23	0.41		
	前年度比	176%	167%	87%	97%	100%	98%	113%					
	R4	18	8	7	1	8	14	56	9	0.31	0.16		
三谷コース	R3	7	14	6	2	6	9	44	7	0.25	0.12		
	前年度比	257%	57%	117%	50%	133%	156%	127%					
	R4	53	49	37	40	43	36	258	43	1.44	0.24		
	R3	34	45	38	26	36	52	231	39	1.29	0.22		
黒土高野コース	前年度比	156%	109%	97%	154%	119%	69%	112%					
	R4	573	451	489	351	437	528	2,829	472	15.80	1.22		
	R3	416	299	351	259	237	419	1,981	330	11.07	0.85		
	前年度比	138%	151%	139%	136%	184%	126%	143%					
打田貴志川コース	R4	175	191	194	162	195	193	1,110	185	6.20	1.55		
	R3	220	187	211	139	144	193	1,094	182	6.11	1.53		
	前年度比	80%	102%	92%	117%	135%	100%	101%					
	R4	461	422	449	268	295	364	2,259	377	12.62	3.16		
西貴志コース	R3	377	338	363	253	288	389	2,008	335	11.22	2.80		
	前年度比	122%	125%	124%	106%	102%	94%	113%					
	R4	251	239	268	209	243	260	1,470	245	8.21	1.37		
	R3	312	321	321	223	166	327	1,670	278	9.33	1.55		
桃山鞆淵コース	前年度比	80%	74%	83%	94%	146%	80%	88%					
	R4	176	122	133	68	92	123	714	119	3.99	0.66		
	R3	127	128	148	116	134	144	797	133	4.45	0.74		
	前年度比	139%	95%	90%	59%	69%	85%	90%					
細野貴志川コース	R4	2,495	2,257	2,338	1,700	2,048	2,289	13,127	2,188	73.34	1.13		
	R3	2,373	2,202	2,248	1,650	1,707	2,276	12,456	2,076	69.59	1.07		
	前年度比	105%	102%	104%	103%	120%	101%	105%					
	全コース合計												

- ・令和4年度の利用実績が令和3年度に比べ5%以上増加していれば赤色で、5%以上減少していれば青色で表示しています。
- ・令和3年10月の改正で、紀の川市地域巡回バスにおける幹線軸の強化を目的に増便を図った打田貴志川コースの利用者数が前年度比で大きく増加しており、路線改正による利用促進効果が確認できます。
- ・川原西脇コース、桃山鞆淵コース、細野貴志川コースなどのコースでは、改正当初に比べ利用者数の減少傾向が続いています。

■ (参考) 地域巡回バスの路線・バス停の見直しに関する基準について

地域巡回バスは令和3年10月のダイヤ・路線改正から2年間を試行運行期間と位置付けて運行しています。試行運行期間中の利用実績をもとに、次回改正時により効率的かつ効果的な運行へと見直すための判断材料として本協議会では以下の2つの基準を定めています。

(令和2年度第4回協議会において承認)

1. 路線の運行効率性に関する基準

利用者1人あたりの市負担額が4,600円を超えるかどうか

・現在、地域巡回バスの各コース1便あたりの運行時間が1時間以内であることから、利用者1人あたりの市負担額が市内のタクシー1時間あたりの貸切料金(=4,600円)を上回る路線や便については、現在の形での運行が効率的ではないと言えることから、減便や輸送手段の転換等の見直しを検討することとしています。

・利用者1人あたりの市負担額は、運行に関する市補助金額を各コースの走行距離で按分して下表のとおり算出しています。

令和3年10月～令和5年3月の利用者1人あたりのバス運行に関する市負担額(円)
 (【凡例】4,600円以上の便を塗りつぶし表記)

	コース名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	便全体
上り	名手上那賀支所	13,363	3,481	1,136					2,415
	川原西脇	19,905	3,056	17,309					6,893
	赤尾藤井	3,647	4,102						3,862
	長田竜門	24,363	3,069						5,451
	北勢田	31,503	3,375						6,097
	三谷	21,981							21,981
	黒土高野	14,644	27,915	3,867					8,271
	打田貴志川	2,017	1,520	2,132	4,241	6,178	11,798		2,850
	東貴志丸栖	2,200	7,906						3,442
	西貴志	965	1,264						1,095
	桃山鞆淵	10,260	2,463	4,293					4,074
細野貴志川	2,315	4,401						3,034	
下り	コース名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	便全体
	名手上那賀支所	483	3,238	15,162					1,226
	川原西脇	2,262	4,423	6,196					3,616
	赤尾藤井	696	2,655	31,657					1,625
	長田竜門	2,645	12,090						4,340
	北勢田	3,213							3,213
	三谷	8,468							8,468
	黒土高野	3,646	6,427	55,831					6,700
	打田貴志川	7,692	2,103	1,266	2,748	2,535	5,196	15,849	2,906
	東貴志丸栖	2,768	4,373						3,390
	西貴志	814	1,901						1,140
桃山鞆淵	2,419	1,479						1,836	
細野貴志川	2,451	4,670	20,562					4,473	

※「上り」「下り」は「紀の川市公共交通ガイドブック」の時刻表の矢印の向きに準じます。
 例：名手上那賀支所コースの下りの第1便は、8時30分「紀の川市那賀支所」バス停発の便です。

- ・令和5年3月末時点の実績では、全65便中、24便で基準の4,600円を上回りました。
- ・利用状況について、市ホームページ等で公開することで利用促進に努めます。

2. バス停の利用状況に関する基準について

各バス停の乗降者数が0.01人/便 (=100便に1人) を下回るかどうか

- ・各コースのバス停乗降者数が0.01人/便 (=100便に1人) を下回るバス停は、日常的に利用されていないバス停と言えることから、廃止や近隣バス停との統合を含め設置の見直しを検討することとしています。
- ・「期間中の各バス停の乗降者数」を「期間中の運行便数」で割ることで「各コースの1便あたりのバス停乗降者数」を算出します。

令和3年10月～令和5年3月の各コースのバス停乗降者数の状況について

コース名	バス停数 (延べ)	基準以下のバス停数 (延べ)	基準以下バス停割合
名手上那賀支所	30基	15基	50.0%
川原西脇	36基	15基	41.7%
赤尾藤井	38基	17基	44.7%
長田竜門	33基	14基	42.4%
北勢田	16基	10基	62.5%
三谷	15基	5基	33.3%
黒土高野	11基	6基	54.5%
打田貴志川	28基	7基	25.0%
東貴志丸栖	41基	11基	26.8%
西貴志	34基	4基	11.8%
桃山鞆渕	31基	7基	22.6%
細野貴志川	16基	8基	50.0%
合計	329基	119基	36.2%

- ・各コースのバス停数は延べ329基で、うち基準を下回る乗降者数であったバス停数が延べ119基となり、全体の36.2%を占めています。
- ・基準を下回るバス停数延べ119基のうち、利用が1回も無かったバス停が延べ8基ありました。
- ・利用状況について、市ホームページ等で公開することで利用促進に努めます。

■ 令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助対象路線）の報告

（国庫補助事業の令和 4 年度は令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日までとなります。）

地域巡回バスのうち一部の路線は国庫補助対象となっており、計画に基づいた運行を実施。

● 【Plan】 目的・計画・目標

- 事業の目的・目標
 - 高齢者等の交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消
 - 安定した路線維持、サービス供給が行えるように、路線ごとの利用者数を目標設定
- 事業の計画
 - 定時定路線による、1/1～1/3 を除く毎日運行

● 【Do】 ネットワーク計画等の取組み

- 生涯学習出前講座で紀の川市の公共交通の現状および取組状況について説明（R03. 11）
- 粉河・貴志川高校の新入生説明会の資料として、時刻表等を配布（R04. 3）
- 地区要望により、地域巡回バスの利用方法に関する回覧資料を作成し配布（R04. 6）
- バスの乗継地点となる紀の川市桃山支所バス停付近にベンチを設置（R04. 8）

● 【Check】 実施状況、目標の達成

- 計画どおり、1/1～1/3 を除く毎日運行
- 山間部を含めたきめ細かな路線設定により、市内公共交通空白地域の解消に努めた。
- 路線ごとの目標利用者数等と実績は下表のとおり。
- 目標値は紀の川市地域公共交通網形成計画に定める目標である 41,000 人/年を、各路線の走行距離に応じて按分して算出。新型コロナウイルス感染症の影響により実績は目標を大きく下回った。

路線名称 (国庫補助事業対象 コース名称)	令和 4 年度 (目標)		令和 4 年度 (実績)		結果
	利用者数	1 日当りの 利用者数	利用者数	1 日当りの 利用者数	
粉河那賀 (名手上那賀支所コース、 川原西脇コース)	7,679 人	21.2 人/日	5,327 人	14.7 人/日	目標未達
打田粉河 (赤尾藤井コース、 長田竜門コース)	5,990 人	16.5 人/日	3,618 人	10.0 人/日	目標未達
打田貴志川 (打田貴志川コース、 細野貴志川コース)	10,828 人	29.9 人/日	5,502 人	15.2 人/日	目標未達
粉河桃山 (桃山鞆渕コース)	4,457 人	12.3 人/日	2,289 人	6.3 人/日	目標未達

● 【Action】 今後の課題・対応

- 平成 31 年 3 月に策定した紀の川市地域公共交通網形成計画をもとに、持続可能な地域公共交通網を構築するため令和 3 年 10 月に地域巡回バスの路線・ダイヤ改正を実施。改正以降の約 2 年間で試行運行期間と位置付け、期間中の各路線の利用実績やアンケート調査等の結果をもとにより使いやすく、かつ持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指す。
- 広報紙やホームページ等を活用し、地域公共交通に関する利用促進に取り組む。
- 現在の地域公共交通網をより良くするだけでなく、新たにネットワークを構築することも視野に入れ、検討を進める。
- 「各コースの利用者 1 人あたりの市負担額」や「各バス停の乗降者数」といった本協議会で定めた判断基準等を用いながら、基準に満たない路線やバス停についてはより良い公共交通網の形成を図るため優先的に見直しを検討する。

■令和4年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会事業の実施報告について

令和4年度の本協議会事業では、以下のとおり公共交通に関するアンケート調査を実施しました。

1. アンケートの目的

- 令和5年度に本協議会で策定する、紀の川市にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするための「紀の川市地域公共交通計画」（以下新計画という。）における基礎資料とするため。
- 平成30年度に策定した紀の川市地域公共交通網形成計画（以下現計画という。）の策定の際に実施したアンケート調査の結果と比較することで、現計画の進捗度および新計画における方向性を定めるための資料として用いる。

2. 実施内容

①公共交通に関する住民アンケート調査

- 市内の2,000世帯を対象に、アンケート調査票を送付。
- 多様なご意見をいただくため、1世帯に調査票を2部同封し、対象となる方のご家族や周囲の方への回答を依頼。
- 879世帯から1,491票の回答あり。

②移動に関するアンケート調査（バス利用者の方へ）

- 地域巡回バス各運行事業者のご協力のもと、車内にアンケート調査票を設置し、バス利用者に回答を依頼。
- 135名の利用者から回答あり。

3. 実施期間

令和4年12月～令和5年1月

4. 調査票および集計結果

別冊資料のとおり

議案第 2 号

令和 4 年度会計歳入歳出決算について

- 前年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、次のとおり承認を求める。

自：令和 4 年 4 月 1 日
至：令和 5 年 3 月 3 1 日

■歳入の部 (単位：円)

款	項	目	【予算額】 令和5年1月12日 補正	【流用充用】	【内容】	【歳入済額】	【比較額】
負担金	負担金	負担金	0	0		0	0
補助金	補助金	補助金	2,869,000	0	地域公共交通計画策定に係る調査事業に対する紀の川市補助金	2,840,837	▲ 28,163
繰越金	繰越金	繰越金	1,000	0	前年度繰越金	1,103	103
諸収入	諸収入	雑入	0	0	貯金利息	9	9
合 計			2,870,000	0		2,841,949	▲ 28,051

■歳出の部 (単位：円)

款	項	目	【予算額】 令和5年1月12日 補正	【流用充用】	【内容】	【歳出済額】	【比較額】
運営費	会議費	会議費	0	0		0	0
	事務費	事務費	229,000	0	市民アンケート調査に関する事務費用	200,846	▲ 28,154
事業費	事業費	事業費	2,640,000	0	地域公共交通計画策定支援委託料(市民アンケート調査の実施・分析等)	2,640,000	0
予備費	予備費	予備費	1,000	0		0	▲ 1,000
			2,870,000	0		2,840,846	▲ 29,154

歳入済額 歳出済額 差引残額
2,841,949円 - 2,840,846円 = 1,103円
差引残額1,103円は、次年度へ繰り越すこととする。

令和 5 年 6 月 1 5 日提出

令和4年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
会計歳入歳出決算監査報告書

令和4年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出決算について、諸帳簿ならびに証拠書類を監査したところ、適正であったことを認めます。

令和5年 5 月 30日

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

監査委員 桂間 裕司

監査委員 西浦 正員

議案第3号

令和5年度事業計画（案）について

- 国庫補助事業「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく事業の実施について、次のとおり承認を求める。

別冊資料のとおり

令和5年6月15日提出

議案第 4 号

紀の川市地域公共交通計画の策定方針について

■紀の川市地域公共交通計画の策定方針について、承認を求める。

資料 4 のとおり

令和 5 年 6 月 1 5 日提出

紀の川市地域公共交通計画の策定方針について

1. 概要

本市にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするとともに、その実現に向けた施策について記載した現行計画「紀の川市地域公共交通網形成計画」（以下「現計画」といいます。）の計画期間が、令和5年度末で終了します。

現計画期間中の利用状況や課題を踏まえながら、より利用実態に即した地域公共交通としていくため、令和5年度中に本協議会で協議を行いながら、次期計画である「紀の川市地域公共交通計画」（以下「新計画」といいます。）を策定します。

2. 計画区域

紀の川市全域

3. 新計画の計画期間

令和6年度から令和10年度までの5か年

4. 策定の背景について

人口減少や高齢化社会が進行する中、市民が利用しやすい地域公共交通網の姿を明らかにし、市民・交通事業者・行政が相互の連携・協力に基づいた持続可能な地域公共交通の運行を実現するため、平成31年3月に現計画を策定しました。

現計画で定めた目標を達成するため、これまで市の広報紙やホームページ等を活用した利用促進施策や公共交通マップの作成、地域巡回バスの路線・ダイヤ改正等による試行運行等を実施してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域巡回バスをはじめとした公共交通の利用者数の減少が進むなど、現計画で認識していた課題がより鮮明化することとなりました。

高齢化の進展に伴い、自家用車を運転できない高齢者等の移動手段として公共交通の重要性は増大しており、より地域ごとの実情にあったきめ細やかな公共交通網の形成に向けた取組が必要と言えます。

また、令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」改正に伴い、従来の「地域公共交通網形成計画」に対して計画の対象や内容、位置づけ、実効性確保のそれぞれの面で拡充させた「地域公共交通計画」を策定することが各自治体の努力義務となりました。

以上を踏まえ、令和4年度は本協議会の事業として、本市の地域公共交通の現状や利用者ニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。令和5年度はその調査データや現在の利用状況を踏まえつつ、関係者の皆様と協議を行いながら、地域公共交通を取り巻く課題に対応するための新計画を策定します。

5. 地域公共交通の抱える課題について

地域公共交通の抱える課題について、現計画で示した課題に基づき整理すると、下記のとおりとなります。

現計画(H31~R5)		現況
課題	課題に直面する背景	
① 高齢化、交通弱者の増加に対応した地域公共交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進行に伴い、支援を必要とする市民が増えることが予想されます。既に、バス利用者の多くが65歳以上であり、「自分で運転できず、送り迎えしてくれる人もいない」、「バスがなくなると、代わりの手段がなく、外出できなくなる」など、地域公共交通が利用者にとって重要な手段となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 75歳以上の後期高齢者の人口が、全人口の約17%を占めています。バス利用者の多くが高齢者で、「自分で運転できず、送り迎えしてくれる人もいない」（約66%）、「バスがなくなると、代わりの手段がなく、外出できなくなる」（約67%）など、地域公共交通が利用者にとって重要な手段になっていることには変わりはありません。
② より使いやすい地域公共交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 紀の川市の地域公共交通は、鉄道やバスにより、ほとんどの居住地を結ぶネットワークが面的に網羅されています。しかしながら、市民の約8割が自家用車で外出しているなど、バスネットワークが十分に生かされていない状況といえます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 紀の川市では、鉄道やバスにより、ほとんどの居住地を結ぶネットワークが面的に網羅されています。バスにおいては、令和3年10月にルート再編が行われ、より使いやすい地域公共交通づくりに向けた取組が行われています。しかし、令和4年度のアンケート調査でも、市民の約8割が自家用車で外出している傾向は変わっていません。
③ 持続可能な地域公共交通づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 紀の川市では、既存のバスサービスを維持するために年間6,000万円以上を市が負担している状況です。また、事業者の視点に立てば、利用者の減少による経営環境の悪化、乗務員不足が深刻になるなど、地域公共交通を取り巻く環境はますます厳しくなることが考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の減少などを背景に、既存のバスサービスを維持するための市の負担は、年間10,000万円まで上昇しています。また、事業者の視点においても、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、利用者の減少による減便、バス事業者の事業縮小など、地域公共交通を取り巻く環境の厳しさが表面化しています。
④ 地域公共交通軸としての鉄道サービスの維持	<ul style="list-style-type: none"> ● JR和歌山線、和歌山電鐵貴志川線の両鉄道軸は、和歌山市や岩出市などの近隣市町と紀の川市を結ぶ重要な幹線軸であり、また、鉄道駅は、市内のバスネットワークを考える上での重要な拠点として位置付けられます。鉄道サービスの維持に向け、必要な支援の検討・見直しを行うことが考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ③のとおり、JR和歌山線、和歌山電鐵貴志川線の両鉄道軸の経営環境は厳しさを増しています、重要な幹線軸であり、引き続き各鉄道事業者や沿線自治体等と連携しながら、必要な支援のあり方について検討、見直しをしていくことが重要となります。
⑤ バスに対する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 紀の川市で運行されるバスについて、中学生・高校生の約6割が「利用したことがない」、市民の8割が「最寄りのバス停を知らない」と回答しています。 ● ルートやダイヤも含めて、バスに対する馴染み、認知度の低さがうかがえ、バスをはじめとする既存の地域公共交通サービスが十分に生かされていない可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙での周知や利用促進、出前講座による理解醸成を図っていますが、依然として、バスをほとんど利用しない人が9割以上、ルートやダイヤを知らない方が8割以上となっており、バスに対する馴染み、認知度の低さがうかがえます。そのため、バスをはじめとする既存の地域公共交通サービスが十分に生かされていない可能性があります。

6. 新計画の策定方針について

現況の課題の改善・解消につながるよう、計画策定にあたり、以下の項目に留意しながら検討を進めたいと考えています。今後、関係者との協議を重ねながら基本方針案を作成し、本協議会でご審議いただきたいと考えています。

➤ **地域特性に応じた、きめ細やかな地域公共交通ネットワークの実現**

- 現行の地域巡回バスについて、より利用しやすい移動手段となるよう、地域特性に応じた輸送手段への転換や新たな技術の導入を含めて検討・見直しを実施します。
- 鉄道や民間バス路線、タクシー等との適切な役割分担のもと、それぞれの公共交通の特性を生かした、効果的かつ効率的な地域公共交通ネットワークの構築を図ります。
- 地域住民だけでなく、観光客等の地域を訪れる人も利用しやすい地域公共交通の実現に向けて、関係部局との連携を図り、環境整備を行います。

➤ **将来にわたって持続可能な地域公共交通づくり**

- 鉄道・民間路線バスは紀の川市と近隣市町を結ぶ重要な幹線軸であり、運行事業者や沿線自治体等と連携しながら、必要な支援のあり方について検討します。
- 事業者と行政が連携して地域公共交通の担い手の確保・育成を行います。
- 従来の公共交通サービスに加えて、スクールバス、福祉輸送、自家用有償旅客運送等の地域の多様な輸送資源の活用可能性について検討を進めます。

➤ **地域公共交通に対する理解醸成と利用促進**

- 事業者と連携しながら地域公共交通に関する現況や利用方法等について情報発信することで、理解醸成と利用促進を図ります。

7. 紀の川市地域公共交通計画策定までのスケジュール案

時期	事項	内容	
令和5年度 【計画策定】	6月	第1回協議会（今回）	令和4年度の調査結果をもとにした、紀の川市地域公共交通計画の策定方針等について協議します。
	7月～ 10月	関係者協議・意見交換	関係者との協議および地域での意見交換等を通して、紀の川市の将来の公共交通ネットワークの望ましい姿と、その実現のための施策についてまとめます。
	11月	第2回協議会	上記結果をもとに、計画案について協議します。
	12月	パブリックコメントの実施	市ホームページにてパブリックコメントを募集します。
	1月	パブリックコメントの整理	
		第3回協議会（書面会議を予定）	令和5年度の地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価案についてご審議いただきます。
	2月	第4回協議会	パブリックコメントの結果を踏まえた計画（最終案）について協議いただきます。
3月	計画冊子作成		

・上記スケジュールは現時点での案となっており、関係主体との調整等のため変更になる場合があります。

・期間中随時、協議会（部会を含む）を開催する場合があります。

議案第 5 号

令和 5 年度会計歳入歳出予算（案）について

■令和 5 年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会会計歳入歳出予算（案）
について、承認を求める。

自：令和 5 年 4 月 1 日

至：令和 6 年 3 月 31 日

【歳入の部】

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額		比較	説 明
			本年度	前年度		
負担金	負担金	負担金	0	0	0	
補助金	補助金	補助金	9,681	3,091	6,590	地域公共交通計画策定に係る紀の川市補助金
繰越金	繰越金	繰越金	1	1	0	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	0	0	0	預金利息
計			9,682	3,092	6,590	

【歳出の部】

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額		比較	説 明
			本年度	前年度		
運営費	会議費	会議費	0	0	0	
	事務費	事務費	1	451	△450	振込手数料
事業費	事業費	事業費	9,680	2,640	7,040	地域公共交通計画策定支援委託料
予備費	予備費	予備費	1	1	0	
計			9,682	3,092	6,590	

- 今年度本協議会で「紀の川市地域公共交通計画」を策定するにあたって、より実効性のある計画を策定できるよう、専門的な知見を有するコンサル会社と契約し、計画策定支援を依頼する予定です。

令和 5 年 6 月 15 日提出

議案第6号

安全性確保対策のためのバス停留所の移設について

- 紀の川市地域巡回バス「甘露寺前駅」バス停留所および紀の川コミュニティバス「岸宮」バス停留所を安全性確保対策のため移設することについて、承認を求める。

資料5のとおり

令和5年6月15日提出

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所における安全性確保対策について、右図に該当するバス停留所については対策の検討が必要となっています。

特に、右図のAランクに該当するバス停留所は対策の優先度が高く、早期の安全確保に向けて取り組む必要があります。

紀の川市内を運行するバス路線のうち、以下の2つのバス停留所がAランクに該当することから、安全対策のためバス停留所を移設するものです。

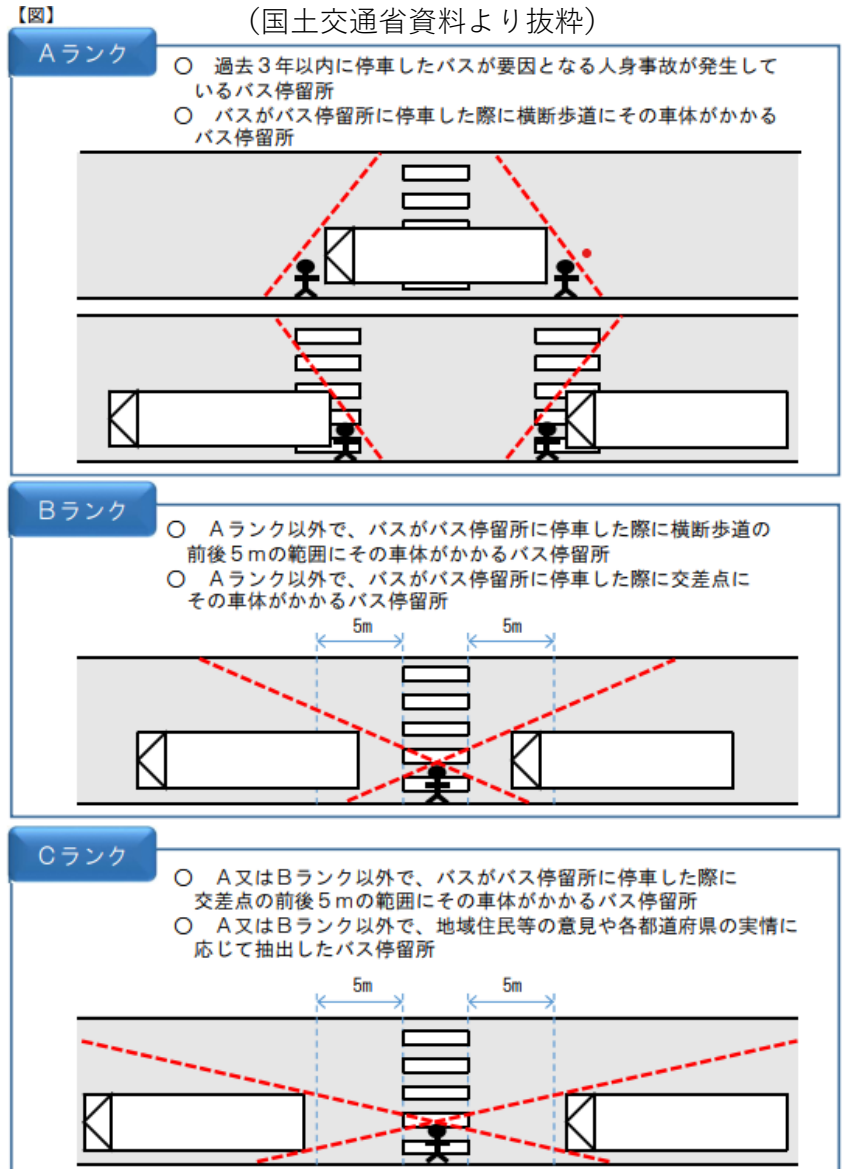
【Aランクに該当するバス停留所】

- ・ 「甘露寺前駅」
（地域巡回バス東貴志丸栖コース、西貴志コース）
- ・ 「岸宮」
（紀の川コミュニティバス西（左）回りコース）

【Aランクに該当する理由】

バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所であるため

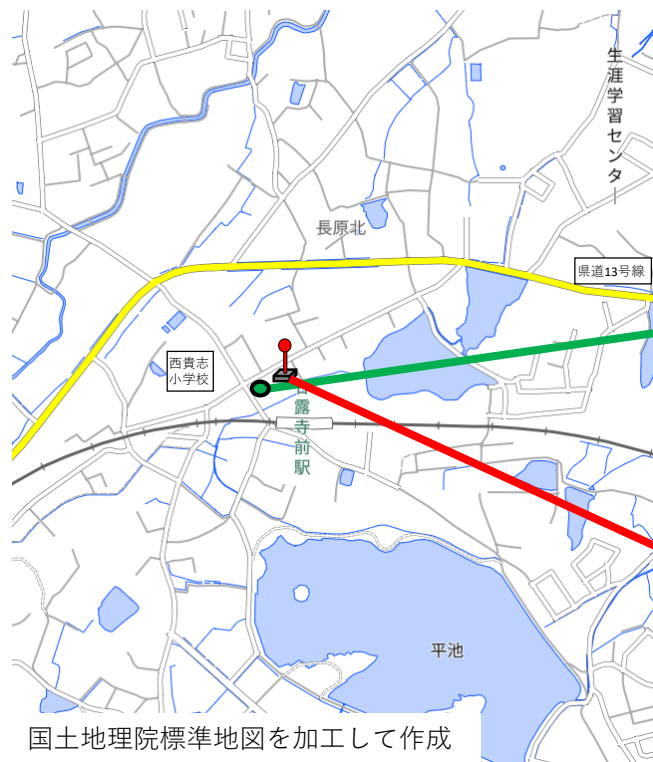
バス停留所の安全上の優先度のランク分け
（国土交通省資料より抜粋）



※ 横断歩道の図のみ記載しているが、交差点にも準用すること。

「甘露寺前駅」

（地域巡回バス東貴志丸栖コース、西貴志コース）



（備考）

- ・横断歩道の手前から約40m離れている
- ・警察及び運行事業者との事前協議済み
- ・土地所有者との調整済み

「岸宮」

（紀の川コミュニティバス西（左）回りコース）



（備考）

- ・横断歩道の手前から約10m離れている
- ・警察及び運行事業者との調整済み
- ・道路管理者との調整済み

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

改正 令和4年6月13日

改正 令和5年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、紀の川市企画部交通政策課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和4年6月13日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。